

和田弥右衛門家文書より

—牛首口留番所に關わつて—

和田正人

一 はじめ

ローバスコ世界遺産に登録された大野郡田川村荻町。その古事集落のなかに、わが家和田弥右衛門家は建つ。和田家住やは、この地区の古や最大規模を誇る和洋折衷の、平成廿年（〇〇四年）国の重要文化財に指定された。

和田弥右衛門家文書は、わが家に代々残る文書であり、当家は天正元年（一五七三）以来代々弥右衛門の名を継ぎ、江戸時代には主

や組頭を務めたり、牛首口留番所勤番を任せつけられた。また、同地区的重要な現金収入であった銅鑄鐵造やその取引の中心的役割を果たした。「銅鑄鐵造」に関わっては、昨年度『岐阜県歴史資料館報』二二号（註一）に取り上げたので、参考いただきたい。

本稿は、当家のもう一つの特色である「牛首口留番所」について述べた。『家の先祖は牛首御番所の役人を勤めていた』といふ約

を、幼い頃より祖父母から聞いてきたが、『山三井史』など古文書述がみあれば、しかし、この頃から役人を任せつけたり、ものとひだり役職を果たしてじたのか。御番所があつた場所やその規模など、不明な点も多い。口留番所の『岐阜県史』にも記述があり、その基礎史料の一つとして、当館が所蔵する「飛騨郡牛首山壁屋文

書」（以下、高山陣屋文書）が使われている。そのなかで口留番所関係の文書があり、牛首口留番所役人として当家が関わった文書類も知らねじこ。

本稿を進めるにあたり、口留番所について簡単に説明を加えた上、当家の牛首口留番所關係史料を中心とした、一部高山陣屋文書を用いてながら、当家の口留番所の關わったを探りてみたい。

二 口留番所へ

口留番所とは、江戸時代、諸藩が軍・屯頭を連絡する水陸の要地に設置した関所に類するもので、御番所とも称した（註二）。江戸幕府が設置した関所は、「入鉄砲」（注三）の言葉が示すよろ、武器の封印のみならず、おまゝの大名豪族の女郎王を監視するところの江戸の防衛と大名の統制を図る「軍事的機關」としての意味合ひが強かつた。

（注二）口留番所の役割は大きく二つある。一つ目は「治安警察的施設」で、屯頭かい色額（くじのめ）・色額から入國するものと検査し、領地の警備を強め治安の維持を図ることを目的とした。二つ目は「課税の徵收施設」で、口留番所を通る物資には口留運上・口留銀（くわゆくね）として税金をかけて取られていた。また

必要な場合には物資の移出入を制限・禁止し、国外への必要物資の流出を防ぐ役割も果たした。江戸幕府は、寛永二二年（一六三五）以来の『武家諸法度』で、私闇の禁止と新法律の制定を諸大名に命じたため、「出女・入鉄砲」取締以外の関所は原則的に廃止されたが、諸藩領や飛驒などの幕領では、領内支配のために物資や人の往来を改める施設を必要とした。これが口留番所として残ったわけである。

飛驒の口留番所は、天正二三年（一五八五）金森長近が飛驒を平定した直後より軍事上の目的をもつて設置された。それが元禄五年（一六九二）幕府の直轄領となつた後も領地の警備を目的に存続してきた。また、寛永初年頃より、商品流通の監視と口役銀の徴収に重点がおかれたようだ。口役銀の徴収については、加藤歩簫の『紙魚のやどり』に、同二〇〇年（一六四二）から口役銀を課すようになったと記されている（註3）。

金森氏初世において配置された番所は、三一か所にのぼり『岐阜県史』に一覧表にまとめられている（註4）。口留番所は他藩との境となる各街道に置かれ、北は越中国、東は信濃国、南は美濃諸国との境目に置かれた。三一か所のなかには、中閑・中番所と呼ばれる番所が七か所あつた。これは高山陣屋と他領を結ぶ主要な街道に置かれた番所で、国境ではなく領地内におかれた。また、和佐保上口・下口のように鉱山に関わってつくられた番所もあつた。

やがて寛政二年（一七九〇）、飯塚常之丞郡代のおり、政務の改革の一環として、一四の番所を廢止し一七の番所のみを存続した。

後に大井郡代の時、吉城郡神坂村に中尾口番所をおいたので、計一八の番所が明治維新まで存続した（註5）。

三一か所のうち白川村には、越中國赤尾村に通じる白川街道の国境に小白川口留番所、さらに同街道に中閑として椿原番所があり、越中國大勘場村に通じる道筋には牛首口留番所があつた。口留番所の数については概ね三一か所が定説となつてゐるが、中尾口番所のように新道開発にともなつて口留番所が新設された例もみられる。また、金森時代に新設・廃止された番所も存在し、三一のなかに名前があがつていらない番所も存在したと思われる。『新編白川村史』は、村内三つの番所の外に芦倉村から越中に入る新道設置にともない、もう一つ口留番所があつたことを指摘している（註6）。

三 和田家に残る牛首口留番所関係史料

当家に残る古文書は、『岐阜県史』『白川村史』編纂に關わり、整理・解説されているものもあるが、未だ十分な整理・目録化がなされていないのが現状である。その中で、口留番所に關係した史料として次の史料があげられる。

牛首口御番所掛札写書（享保二三年）	一枚
諸口御役銀壁書扣（安永六年六月）	一冊
永代覚書帳（天明八年）	一冊
亥六月より覚書（寛政三年六月）	一冊
牛首口御番所日記覚帳（寛政三年）	一冊

下原口御役銀取立帳（写）（寛政六年五月）
飛州大野郡牛首口御番所木戸立替日論見帳（寛政七年）

御用向書状等張留扣（享和四年）

諸口御役銀取立積扣（文化九年）

諸口御役銀壁書（写）（文政五年三月）

類寄帳（文政三年～五年 文政八年～天保一〇年）

類寄帳（天保一～一四年）

類寄帳（天保一五～弘化四年）

類寄帳扣（弘化五～明治五年）

御代官百箇条公事訴訟取捌（天保八年）

牛首口御番所諸品留書帳（天保九～弘化四年）

牛首口御番所諸品留書帳（弘化五～安政四年）

牛首口御番所諸品留書帳（安政五年～慶応二年）

飛州大野吉城益田郡村役人印鑑帳（天保一五年）

御口役取立帳其外無役証文扶持方届請取手形

諸事案文控（嘉永元年）

御口役箱差立其外案文扣（嘉永元年）

牛首口御番所諸品留日記（慶応三年～）

元牛首御役所屋敷建家諸雜具直段書（明治五年四月）

去酉年掛御用場諸口御番所え出候書状写（年未詳）

牛首口御番所書状等縦（年未詳）

牛首口御番所廻状一札類（年未詳）

年代の古いものとしては享保一三年（一七二八）の写書がみられるが、多くは寛政期から明治初年にかけての史料である。

『諸口御役銀壁書』や『御役銀取立帳』には、口役銀をかける品目と課税率が記されている。元来番所の壁に貼っていたものと思われ、物品をいろいろに分類して記された薄冊として残っている。

『牛首口御番所諸品留書帳』や『類記帳』は、番所で口役金を取りたてた物品が記されている。番所を通過した全ての物が記されるわけではないが、当地の物流の状況を探ることのできる史料であり『白川村史』にもこの史料が使われている（註7）。また、日記類には口留番所を通過した人物の名前が記されてたり、人相書などもみられ、幕末から明治にかけ、口留番所として治安・警備的な役割も果たしていたことをうかがわせる史料もみられる。その他高山陣屋よりの回状の写などから、白川郷が辺境の地にあるにもかかわらず、以外に早く中央からの情報が伝わっていることをうかがい知ることの出来る史料もみられる。また、書状類も沢山残っているが、全てを整理・解説するには至っていない。

古文書以外の史料としては、裏に「牛首御番所」と書かれた漆塗りの丸膳、同じく「牛首御番所」と書かれた煙草盆や桶が残っている。余談であるが、漆塗りの丸膳は、かつて祖母が日常の食事に使う膳として長く使用していた。煙草盆や桶も同様に普段の生活用具として使用していたものと思われるが、現在は牛首番所との関わりを認める貴重な史料として、大切に保管している。

その他に、口留番所で使われていた三ツ道具が存在していた。こ

れは、現在白川村役場で保管されている。これが当家にあつたものである点については、後で述べたい。

四 牛首口留番所について

帳（和田家文書）の中に、次の記述をみつけた

【史料一】

寛政二年 戊ノ三月

牛首口御番所被仰付候

并同十二月 騎扶持方被仰付候
 寛政五年 丑八月

帶刀苗字被仰付候

天明五年巳年より寛政六年迄

組頭役相勤申候

牛首口留番所は、大野郡白川村荻町から越中国大勘場村を通じる道筋に置かれた番所である。険しい山道で冬は雪に閉ざされる決して通行人の多い道ではなかつたが、越中國につながる要所として口留番所が置かれた。その番人をある時期から当家が勤めたことにより前述の史料が残つてゐる。そこで、牛首口留番所と当家との関わりや番所の様相について、和田家の史料を中心に高山陣屋文書を加えながら以下のようにみておきたい。

（一）番人登用の時期と苗字帯刀

当家は、いつ頃から牛首口留番所の番人を勤めたのであろうか。元来牛首口留番所は、高山役所より役人一人が交代で派遣されていた。しかし、冬季に入り雪で道が閉ざされる時期になると、役人は番所諸道具を村方役人に預けて高山に帰つた（註8）。当家は、名主・組頭などの村役を勤めることが多かつたので、恐らく村役として冬季の番所を預かる事も多く、それが牛首口勤番を仰せつかることにつながつたと推測する。

また、和田家は、番所役人を勤めしたことにより苗字帯刀が許されたといふことを伝えていたので、それをよりどころに、記述のある史料を探したところ、天明八年（一七八八）からの『永代覚書

『永代覚書帳』は、当家に關わりがあり亡くなつた者の氏名・年月日の覚えなどが記されているが、そのなかに混ざつて、右の覚が記されていた。これによると、寛政二年（一七九〇）三月に牛首口御番所勤番を仰せつかり、同年一二月より扶持を得ている。そして遅れること同五年八月に苗字帯刀を得、その頃には、組頭として村役を勤めていたことが記されている。

また、苗字帯刀に関わって『亥六月より覚書』（和田家文書）の中に、次の記述をみつけた。

【史料二】

差紙 高山御役所

荻町村

申渡御用之儀有之候間、來ル十五日四ツ時可罷出候 尤名代二
てハ不相済候間、得其意、其節此書付、可相返者也

丑八月一二日

高山御役所

大野郡荻町村

組頭 弥右衛門

右之御用、弥右衛門病氣相直り、参候事、則苗字帯刀御免、被仰付候事

荻町村組頭

和田弥右衛門

苗字帯刀御免二付、村中大小百姓遂披露候

名主 山見 五人組 長百姓 新百姓

門屋 地借メ 寺領共

九拾三人有之候

并親類縁者

右二付御祝儀二參候人数

飯島村山見 与助

同 村名主 助左衛門

鳩谷村 敬勝寺

法蓮寺

同 村名主 藤兵衛

中野村名主 源右衛門

高山役所から弥右衛門宛に一二日付の差紙が届いた。一五日に役

所への出頭を命ぜるもので、弥右衛門は病床であつたが、病気が直

り出頭したところ「名字帯刀御免」を仰せつけられたとある。

さらに、名字帯刀を祝い、荻町村で大祝宴をあげた記録が続いて

いる。名主をはじめ村人九三人を集め、それに親類縁者を加え、白

川郷内の名主・僧侶ら六人が参列し祝宴をあげた。祝宴の様子について記された史料はないが、村をあげての祝宴であり、土分格を得た当主の喜びが伝わってくる。

苗字帯刀を裏付ける史料として、高山陣屋文書「証文留帳」のかに、次の文書が残っている。

【史料三】 [飛驒郡代高山陣屋文書 田録番号一・〇〇一九]

○岐阜県歴史資料館所蔵

飛州口留番人苗字帯刀之儀二付伺書

覚

上馬瀬口番人 飛州益田郡中切村

百姓 二村七右衛門

右七右衛門儀は、拾九ヶ年以前飛州村々騒動之節、名主役相勤

組下百姓共取鎮仕候、為御褒美先支配之節苗字御免被仰付候

牛首口同断 同国大野郡荻町村

羽根口同断 同国吉城郡羽根村

組頭 弥右衛門

武ツ屋口同断 同国同郡武ツ屋村

組頭 惣兵衛

右は去々戌年御改正被仰渡、飛州口留番所当時拾七ヶ所之内、書面四ヶ所は身元宣平日貞実成もの共相糺右名前之もの共伺之

上、戌年以来口留番人申渡御扶持も被下置候に付、弥以冥加相弁正路相勤候、然処日々番所相詰候内ニは武家町人共罷通、先

キ先出口え送切手相渡、且又諸荷物口役銀取立候度役銀納手形も相渡候処、右通り切手納手形共苗字無之候ニ付、自然と往来之もの番人を軽く見掠罷通り候ものも有之、亦は理不尽もの有之取押候ニも苗字帯刀不仕候ては、彼是取締行届兼候趣も相聞候間右四人之者共番所相勤候内、壱人は帯刀御免、三人之者ハ

苗字帯刀御免被仰付候様仕度奉存候、依之奉伺候 以上
寛政四子年十二月

押切伝兵衛

飯塚常之丞 印

御勘定所

御附紙

書面飛州口留番人二村七右衛門儀は口留番人相勤候内
帯刀御免、弥右衛門、惣七、惣兵衛儀は是又口留番人 御殿印
相勤候内苗字帯刀御免被仰付候間、其段可被申渡候

寛政元年（一七八九）一二月、飯塚常之丞政長が飛驒郡代として高山陣屋に着任した。世の中は田沼意次体制が崩壊し、松平定信が老中として政権を担う、世に言う「寛政の改革」の真っ只中にあつた。飛驒では安永の大原騒動、天明の大原騒動と農民による騒動が続いたため、大原郡代に替わり飯塚代官が抜擢された。

着任当時、先の騒動に関わった多くの役人が追放・停職処分を受けており、口留番所の多くの役人もそのなかに含まれていた。このままで国内の取り締まりは不可能であり、政務の改革の一貫として、寛政二年、口留番所三一か所のうち、中関をはじめとする一四の番所を廃止し、主要な番所一二か所に役人を派遣し、四か所につ

いては、村方役人に申し付け、勤めさせることとした（註8）。その際、戊年（寛政二年）、上馬瀬口（現、益田郡馬瀬村中切）・牛首口（現大野郡白川村）・羽根口（現、吉城郡河合村羽根）・武ツ屋口（現吉城郡河合村二ツ屋）の四番所に、村方役人がおかれ、牛首口には、当時荻町村組頭を勤めていた弥右衛門が選任された。

そして、同四年一二月には【史料三】にある伺書が飯塚代官より御勘定所に出され、これが認められ「苗字帯刀御免」となった。伺書のなかに、番人が百姓のままでは往来人に軽く見られ、送り切手を渡したり荷物口役銀の取り立てに不行き届きが生じるので、苗字帯刀を与える旨が書かれている。上馬瀬口の二村七右衛門は、安永騒動のおり名主として百姓を取り鎮めた褒美としてすでに苗字御免となつており、それに帯刀が加えられた。後の二人はこの時に苗字帯刀を得ており、弥右衛門は和田を、羽根口の惣七は西を、二武ツ屋口の惣兵衛は松井を名乗つた（註9）。なお、苗字の由来については、わかる史料をみつけるに至っていない。

（2）牛首口番人の世襲と願書

先の史料から、弥右衛門が勤番を仰せつかつたのは寛政二年からであり、その後明治五年（一八七二）の番所（当時は産物改所に改名）廃止に至るまでの文書類が当家に残り、牛首口番人として和田弥右衛門の名前がみられることがからも、それ以降代々当家で番人を勤めたことは間違いない。

当家に残る過去帳には、はじめに「先祖代々法名忌日不相知」と

あり、宝暦八年（一七五八）没の俗名庄治郎弥右衛門からの記載がみられる。その過去帳から推察するに、寛政二年に牛首口留番所勤番を仰せつかつたのは喜四郎弥右衛門（生不詳・没一八一五）である。次に治右衛門弥右衛門（生一七六三・没一八三八）、治兵衛弥右衛門（生一七九五・没一八六二）と世襲し番人を勤めた。

書下書ハ此方ニて認可相渡旨被仰付候得共、折節御年貢上納時節にて御繁用故、黒木屋新助方に先年之扣有之候間是にて差上申度段田近様え入御預候処、可然候間此通り相認此書付田近様え差上申候左之通り

右衛門（生一七九五・没一八六二）と世襲し番人を勤めた。

乍恐以書付奉願上候

一 私儀牛首口御番所勤被仰付難有相勤罷在候処及老衰其上持病積氣差重り難相勤乍恐退役被仰付被下度奉願上候 則淨蓮寺改名仕隱居致度奉願上候 然ル上ハ倅(治)次兵衛ヲ弥右衛門と改名仕後役被仰付被下度尚又奉願上候 何分右願之通り御聞濟被仰付被下置候ハ、難有仕合に奉願候 以上

天保九年三月六日

荻町村 和田弥右衛門 印

高山御役所

次は治兵衛弥右衛門の子治右衛門（生一八一三・没一八四七）となるのであるが、治右衛門は三四歳にて父治兵衛弥右衛門より先に没しているので、世襲はしていないと思われる。治右衛門の子富右衛門はその時二歳であり、富右衛門の祖父治兵衛弥右衛門が引き続ぎ当主を勤めたと思われる。しかし、和田家の分家である興治右衛門（生一八一六・没一八八三）が富右衛門の継父として過去帳に載っているところから、富右衛門の祖父治兵衛弥右衛門の晩年から富右衛門が当主を勤めるまでの間、興治右衛門が弥右衛門として番所に勤めていたと考えられる。その後富右衛門弥右衛門が継ぎ、明治五年（一八七二）に番所が廃止となるまでの間、実質五代に亘り牛首口番所の番人を勤めたこととなる。

なお、牛首口番所勤番の後継において『御口役取立帳其外無役証文扶持方届請取手形諸事案文控』（和田家文書）の綴のなかに、次の記録がある。

【史料四】

天保九戌正月七日父弥右衛門病死ニ付此段同三月一日高山え伴(治)次兵衛罷出此段田近様始御頭役様方え不残相届候処、田近様被仰聞候ハ父弥右衛門病氣願にいたし跡役卒治兵衛願出可申其願

これは、治右衛門弥右衛門から治兵衛弥右衛門へと代替わりをする際に、番所役人を引き続き仰せ付けられるよう願い出た記録である。治右衛門弥右衛門は天保九年（一八三八）正月七日に病死（当年七五歳）したため、次の当主となる伴治兵衛（当時四四歳）が弥右衛門を継ぎ番所役人を引き続き仰せ付けられるよう、高山役所に出した願書の控である。これ以外の世襲の際の願書は残っていないが、案文控として綴じられていることからも、同様に願書を出し、継続が認められたものと思われる。

(3) 番所小使雇い継続の願書

弥右衛門が勤番を仰せつかる前は、高山役所より派遣された役人一人が交代で勤めたことは前述の通りである。その際、その地の百姓二人を小使として雇っていたようである。それについてわかる史料が「御用向書状等張留扣」（和田家文書）のなかにみられる。

【史料五】

乍恐以口上書御願奉申上候

一牛首口御番所之儀、先御支配之節迄、御役人御交代二て御勤被成候処、当御支配様ニ相成、去ル戊年右御番所口留役義、私え被為仰付累加至極難有相勤申候、然處先御支配迄ハ、右御番所ニ前々村方より、門屋式軒立置、則右之もの共ニ村方より諸役差免シ、御番所掃除其外小使等仕罷存候処、当御支配様ニ相成、右雜事新等村方より差出候義、難義之議ニ也可相成思召ニテ、御差留被仰付候、全体村方難儀之節、無之様ニと御慈悲之恩召故、右雜事新差出候義は勿論、夏秋頃之さけ・瓜・木ノ実類、少分之ものニても差出不申、難有思召之段乍恐奉承知候、然處右小使式軒之義、壹軒は段々困窮仕、當時退傅仕、残老軒は是又及困窮難取統趣ニ御座候間、御番所小使之者無之候てハ、御用差支之義も有之候ニ付、先達て下代御立被下候様ニと書付を以御伺奉申上候処、右下代と申趣意曾て難相立旨、疾と御利害被為仰聞、御尤至極奉恐入奉承知候、全体愚昧之私故、下代と申立候段、全心得違ニ御座候、依之猶又御願奉申上候は、右相残候門屋老軒之義は、荻

町村百姓長四郎弟市蔵と申者ニテ、妻子等も有之候ニ付、当寅年より私所持之御田地之内ニ小屋掛為致、少々之御田地も為作、御番所近所ニ差置、是迄之通御番所小使等為仕度奉願上候、且又外老軒之分も、前々之通り村方より差置候様御願奉申上候、右兩様共、御勘弁之上、御闇済被成下候得ハ、御番所小使并掃除、其外御番所屋根等之取繕候義も、右之者共仕候得は、村方人足差出不申候共、問合候様ニ被成、第一御用御差支も無之候間、右式軒共ニ被仰付被下置候様御願奉申上候、尤小使之義、老人ニても、宣可思召義ニ御座候へ共病氣等之義も有之、其上少々たり共代り代り作方等も仕候得ハ、万一千間合兼申候得は、御用御差支ニ相成、恐多奉存候間、前々之通り式軒共立置候様ニ、何分御願申上候、私義御大切成奉蒙役義、相勤罷在候得ハ、差支之義有之間敷被為思召も、如何敷奉存候へ共、全体居宅より御番所えは七丁程も隔り候ニ付、御用有之村方之もの呼寄候節も、右小使之者共差遣、御用状持送り、其外万事御用ニ右之もの共、通用不為致候ては、甚差支之義共に之候ニ付、不雇恐御願奉申上候尤私伴有之候へ共、作方下人共之差配并所々賄方等為仕候義ニ御座候然とも私病氣等之節、名代等ニハ右併御用為相勤差支無之様ニ仕候、去年數度、白川筋御メリ方御見分として御役人様方御越等之節、御案内御供等被仰付奉畏差出申候、右小使老人之者ハ、私扣之御田地内ニ、小屋掛等仕御願ニ御座候得ハ、私農業之勝手之筋ニ也可仕哉と、御疑敷可被思召義も、奉恐

入候得共、全左様之筋ニハ聊無御座、誠ニ御用御大切ニ相勤、何卒差支無之様ニとのみ、乍恐奉存候故、右之段御願奉申上候。勿論門屋ト謂ニは、有之候得共、少分之者ニテ、水呑ニテ御座候間、殊更、白川郷之義ハ遠郷ニテ、高山表え出候ニハ道法式拾里程も有之、其上牛首口之義は、加州御領分御境目之事ニ候得は、折節加州より御役人中、被罷越候義も有之候間、別て、御番所幾重ニ構、當國之御趣意、厚仕度奉存候、幾重ニも御慈悲之上、御勘弁被成下、右小屋掛式軒、前々之通、立置候様被仰付被下候ハ、難有奉存候、依之口上書ヲ以御願奉申上候、已上

寛政六年寅二月

荻町村 和田弥右衛門

高山御役所

右之通書付ヲ以御願奉申上候処、相無違御座候ニ付役判仕差

上申候 巳上

同村名主 平吉

掛けを雇うことを同村名主の役判をもつて願い上げている。

「これは、弥右衛門が番人となつてからも小使の雇用を継続したい旨を役所に願い出た願書の扣である。これによると、前からの役人は、牛首口番所の小使二人を村方より差し出し番所の掃除・雜用をさせていた。しかし、弥右衛門が勤番となつたおりに、今までのように村方に難儀をさせないようにとのお達しが役所よりあつた。」これに対し、弥右衛門は、村に迷惑をかけぬようとの役所の「御慈悲

悲之思召」に感謝しつつも、小使については「下代御立て被下候様」と前に願書を出していたが、「右下代と申趣意曾て難相立」との返事があつた。そこで弥右衛門は、下代として役所に申し立てたことを「全心得違ニ御座候」とただし、現在も門屋に勤める百姓長四郎の弟市蔵を私弥右衛門個人の使用人として雇い、これまで通り番所の小使を勤めさせる旨の許しを願つた。また、もう一人についても、前々の通り村方より差し置くよう願い上げている。

小使を必要とする理由として、これにより掃除や屋根の修繕などで村方人足を差し出す必要がなくなる点、一人より二人のほうが病気など万一の場合に支障が少ない点、弥右衛門宅と番所が七丁程離れているので小使がいないと支障を生ずる点などを並べ願い上げている。また、全ての仕事を小使に任すのではなく、私病氣のおりには私併がご用を勤める点を強調しつつ「誠ニ御用御大切ニ相勤、何卒差支無之様ニ」するには小使が必要であることを述べている。さらに、白川郷は高山から二〇里も離れている点や加州との境目にあることをあげ、嚴重に番所を構えることの重要性を訴え、二人の小屋

この願書に対する役所からの返答の記録は残っていないが、弥右衛門個人が雇い入れる形を取ることで、認められたものと思われる。

(4) 牛首御番所の所在地に關わって

牛首口留番所の所在地は一度にわたり替わつていい。元々は越中國との境となる牛首峠近くの集落「牛首村」にあつた。しかし、こ

の地は白川郷のなかでも民家の少ない辺境の地で、より民家の多い

地へと番所が移転している。

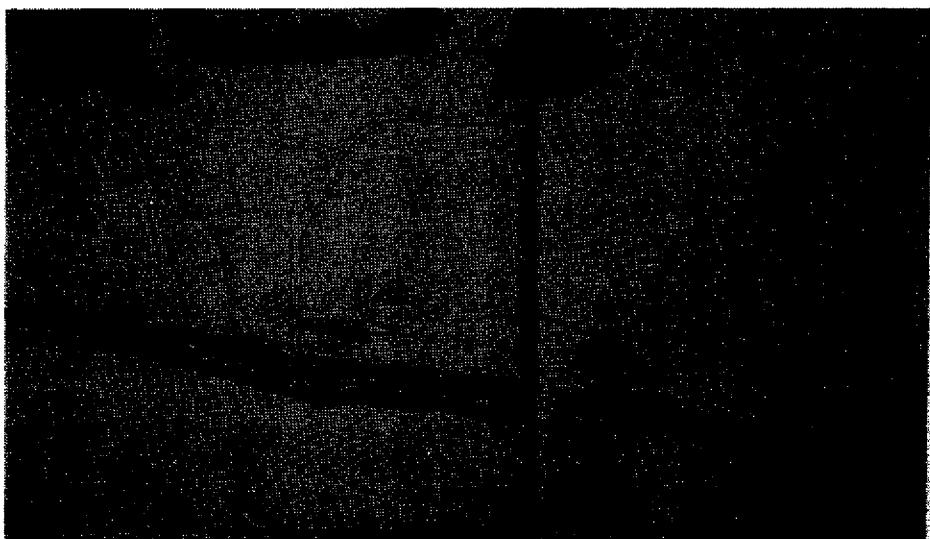
享保九年（一七三四）、牛首口留番所が荻町村「外力野（戸ヶ野）」へ移され、大坪半右衛門が勤番を命じられると『和田家歳代記』にある（註10）。また『飛驒国中案内』には「先年より牛首村といふに有之候処、牛首村之百姓近年悪作にて其上悪敷病難等に逢ひ、殊に漸く二軒のものとも人少に成候故、御番所荻町村の内字『外力野』といふ所へ引る。依之今にも牛首口御番所と唱へ候事也」とその理由が記されている（註11）。

さて、番所は荻町本村の北端にある、内字「橋場」に移転している。同地区は、戸ヶ野から牛首街道につながる入口にあたり、現在「御番所橋」と名付けられた橋が存在する。また、古老人の話からも、牛首口留番所がこの付近にあつたことが確認されている。

「橋場」に移転した時期については定かではないが、弥右衛門が勤番となつた寛政期には「橋場」に移転していたことは、【史料五】にある「居宅（和田家宅）より御番所えは七丁程（約七五〇メートル）も隔り候」とあることからも明らかである。

さて、牛首口留番所が描かれた絵図が『亥六月より覚書』（和田家文書）の中にある。それが【史料六】である。この覚書の内容は、亥（寛政三年）六月一三日材木を御番所近所へ狩下候時様子を記したものであるが、絵図の中央に牛首口留番所が描かれており、その当時「橋場」に牛首口留番所があつたことが、この絵図からも確認できる。

【史料六】『亥六月より覚書』より



(5) 牛首口留番所の類焼
牛首口留番所は、寛政七年（一七九五）に焼失している。そのことを示す史料が『御用向書状等張留扣』（和田家文書）の中に二通残されている。

【史料七】

「類焼届御返状」

当月廿四日午下刻出御用書、今午之刻相達致披見候 然は

其御番所并木戸共類焼之趣、尤諸書物別状無之段致承知候
右一件火元名前并類焼之有無共不相知候間、此状着次第親子
之内老人罷出可被申候 勿論口留番所締り方之儀、精々村方
へ申渡急度縦可被致候

一番所小屋掛免状差遣候間、山見名主え御渡、先、龜相ニ仮小
屋御建可有之候 右之趣御報旁可得御意、如此御座候 以上

六月廿五日 午刻

御用場 印

和田弥右衛門殿

「牛首御番所類焼届下書」

乍恐以書付御訴奉申上候

一 今廿四日八ツ時、白川郷荻町村百姓長四郎小屋より出火仕、
牛首口木戸并御番所焼失仕候、併御用書物帳面箱之義は持逃

申候、其節南風烈敷、御番所御木戸え急火ニ吹付類焼仕候

村方大勢相集、相防候得共難行届、得消留不申 尤牛馬怪我

和田弥右衛門家文書より

寛政七年卯 六月廿六日 荻町村組頭

和田弥右衛門 印

高山御役所

これによると、寛政七年（一七九五）六月二十四日八ツ時、荻町村百姓長四郎小屋から出火し、牛首口留番所が類焼している。出火原因は、小屋にかき置いていた灰である。村人が駆けつけ消し留めようとしたが、南風が強く類焼を食い止めることができなかつた。幸い怪我人はなく、番所の帳面類を持ち出すことができたが、報告を受けた高山役所は、詳細を伝えるため役所への出頭を命ずることもない、番所業務に支障を來すことがないようだと告げている。

番所の再建に向けて書かれた『飛州大野郡牛首口御番所木戸立替目論見帳』が当家に残る。それによると同年八月に飯塚代官から御勘定所に立替の伺書が出されており、高山陣屋文書のなかには、翌年一一月付の『飛州大野郡牛首口御番所木戸立替御普請出来高帳』（註12）が残る。ほぼ同様の内容であり、類焼の翌年までには新しい番所が建てられたことがわかる。

(6) 牛首口留番所の規模と様相

牛首口留番所の規模はどれ位のものであったのだろうか。勤番も

人無之、出火之義相糺申候所、右小屋ニ灰ヲかき置、右灰より出火仕候て全怪敷火ニ無御座 勿論火元長四郎儀、御番所焼失ニ付奉恐入、檀那寺明善寺え入寺仕、急度相慎罷有候依之作忍御訴奉申上候 以上

一人であり、関所に比べかなり規模の小さなものであつたことは想像できる。

牛首口留番所の規模については、前述の『飛州大野郡牛首口御番所木戸立替田論見帳』（和田家文書）の中に、建物の大きさを表す記述がみられる。

【史料八】

牛首口 木戸

桁行四間

一 梁間式間半

番家建替 大野郡牛首村

軒高九尺

萱葺

此屋根坪拾九坪毫合三勺

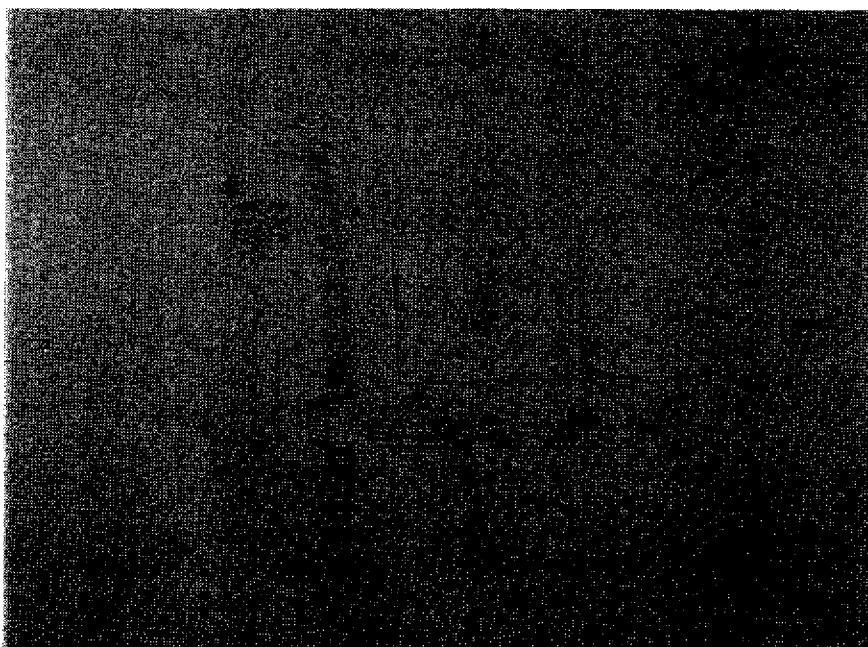
但貳寸五分

四方毫尺五寸宛言出

桁行四間、梁間二間半、軒高九尺の建物で、屋根は萱葺きの合掌造りであることがわかる。建坪が一〇坪程で、決して大きな建物ではなく、番人がその建物に詰め御用場勤めをする程度の建物であったことがわかる。

他に、高山陣屋文書『口留番所修復雑件』（註13）のなかに、幾つかの口留番所の間取り図や木戸の絵・柵の外観などを記した史料が存在する。その中には、同じ白川郷にあった小白川口留番所の間取り図がみられたが、残念ながら牛首口留番所の間取り図は存在しなかつた。しかし、高山陣屋文書「飛州口留番所拾七力所修復御普請一件」（註14）のなかに番所・木戸・柵が描きこまれた図があり牛首口留番所の図も含まれていた。その一枚が【史料九】である。

【史料九】 「飛騨郡代高山陣屋文書　目録番号一・五五一」
○岐阜県歴史資料館所蔵



「れば、天保一二年（一八四一）頃のものと思われる。

ある。

【史料九】の図をみると、牛首口留番所建物の北側に柵が張り巡

らされているのがわかる。この図の通りに造られたとする、中央

に扉一枚の木戸があり、その大きさは高さ一丈（約三メートル）、

横九尺（約二、七メートル）、柵の高さは八尺五寸（約二、五メー

トル）で、横上下に一本の木が通されている。柵の長さは木戸の東

側が一八間（約三三メートル）、西側が二八間（約五〇メートル）

に及ぶものとなる。番所の前には三ツ道具が置かれ、小さいながら

も番所としての威儀を保っていたことがうかがわれる。柵について

は、「木戸左右是迄は穂枝雑架藤からみ垣根又は生垣等にて手弱二
付、此度柵矢來ニ被仰付候積」とあり、より頑丈なものへと立替を行なつてゐる。

(7) 牛首番所で使用された諸道具

慶応四年（一八六八）明治維新をむかえるにあたり、藩籍が朝廷に返上され幕藩体制は崩壊した。飛驒は同年五月に飛驒県、同年六月には高山県に改められ、明治四年（一八七二）一月には筑摩県の管轄となつた。その間、口留番所は産物改所として、役割を減らしつつも存続していた。しかし、同五年三月には諸口産物改所が廢止となり、長く続いてきた口留番所は姿を消していった（註15）。

番所廢止の際に、家屋・屋敷・道具類の払い下げが行なわれ、入札の結果番所役人であつた弥右衛門が買主に決まつた。その植段書が、次の『元牛首口御改屋敷建家諸雜具直段書』（和田家文書）で

【史料一〇】

「明治五年四月

元牛首口御改屋敷建家諸雜具直段書

大野郡荻町村」

覚

一屋敷	拾弐歩	代金三分
一建家	壱戸	代金三両貳分
一門	壱ヶ所	代金壱分
一板戸	八枚	代金壱分貳朱
一障子	九枚	代金式分壱朱
一雨戸	七枚	代金壱分老朱
一三ツ道具	代金壱分	
一鉛	壱目	代金壱分貳朱
一合蓋	式斤	代金式分三朱
一桶	壱ツ	代錢三百文
一手桶	壱ツ	代錢百五十文
一飯次	壱ツ	代錢式百文
一すり鉢	壱ツ	代錢百五十文
一赤銅鍋	壱ツ但損じ物	代錢三百文
一やかん	壱ツ	代金壱朱
一たばこ	式ツ	代錢四百文
一鉄鍋	大小三ツ	代金三朱

一 縁取	七枚	代金貰朱
一 なた	壱丁	代金三百文
一 銀ハカリ		代金貰朱
一 算盤	壱ツ	代金三百五十文
一 錢箱	壱ツ	代金貰朱
一 研	壱ツ	代金四百文
一 机	壱ツ	代金三百五十文
合金七兩式分毫朱		
錢式貰九百文		

右は牛首口産物御改所建家並雜具屋敷共御払下ヶ被仰遣候二付、一同代金入札仕候処私え落札相成候二付精々増方可仕旨御吟味御座候得共何れも年數相立建家は大破雜具等も用立候品無御座此上増方難相成候間何卒書面之代金ヲ以被仰付候様奉願上候 以上

明治五申年四月

買主荻町村	和田弥右衛門
百姓代	鈴口孫右衛門
組頭	中田与右衛門
名主	福地嘉右衛門

高山御役所

「たばこ」は、当家に残る桶・煙草盆のことを指していると思われる。しかし、当家に残る丸盆については、値段書に記載されていない。「鉛」・「合葉」とあるのは、鉄砲の弾と火薬であろう。値段書に鉄砲の記載はないが、鉄砲を所有していた記録は『牛首口御番所日記覚帳』(和田家文書)の元治元年(一八六四)一〇月二五日に記載されているのが確認できた。銀ハカリや算盤・錢箱は、口役銀徵収のために使用した道具類であることは容易に推測できる。また、飯次・すり鉢・やかん・鍋といった炊事道具もみられ、番所に炊事場があつたことも推測できる。

三ツ道具も値段書にあがつている。これは、刺股・突棒・袖搦の三種一組の道具で、捕獲道具として番所に備えてあつた(註16)。前述した白川村役場で所蔵している三ツ道具は、もともとは当家の板藏(下の蔵)に置かれていた。合掌造りの里白川郷として観光客が訪れるようになり、同村荻町にある明善寺が資料館として住居を公開することとなり、檀家衆が展示品として農具・民具類を収集した。その中の一つとして、当家にあつた三ツ道具が明善寺に移された。さらに昭和四七年(一九七二)、村営の合掌村(現在の合掌民家園)が開館し、その後展示物の一つとして三ツ道具が明善寺から合掌村に移された。それ以来、村で保管管理がなされている。

「これを見ると、番所廃止にあたり家屋・敷地を含めた諸道具一切を当家が買い上げたことがわかる。値段書のなかにみられる「桶」

以上和田家文書を中心に、牛首口留番所と和田家の関わりをみてきた。寛政二年(一七九〇)、弥右衛門が牛首口留番所の勤番を仰

せつかつた」とにはじまり、苗字帶刀を得るに至った過程、五代に亘って和田家当主が番人を勤めた事、牛首御番所の移転の過程や類焼の事実など、幾つかの点を新たに確認することができた。また番所の規模や構などの様相も、実感をもつて想像できるに至った。

□留番所については、先行研究された文献に負うところが多く、私が家の文書から確認できただけが、すでに村史などに取り上げられているものもあつた。しかし、そのことが逆に、わが家の史料の重要性を再認識することにもなつた。未だ私の力の及ばないところであるが、未解読の史料も多くあり、解読・整理・目録化を、着実に進めていく必要性を感じている。

本稿では、□留番所が果たした役割について、深く言及するには至らなかつた。白川郷内外の物流の様子、幕末から明治維新にかけて中央から寄せられる廻状からわかる情報など、すでに研究が進められている部分もあるが、さらなる研究を私自身の課題としたい。

□留番所を本稿のテーマに考えていたおり、時を同じくして、白

川村教育委員会主催「第七回白川郷文化フォーラム」（註17）が、

註

「古道と番所」をテーマに開催されることを知つた。この会は、村

史編纂に携わる元早稲田大学教授柿崎京一氏を指導者に、地元有志が運営している研究会である。白川郷に生まれ育つた私としては、自家の史料の提供とともに、本稿にあげた当館所蔵の高山陣屋文書から番所関係の間取図などを見い出すことができ、少なからず会に協力させていただくことができた。また、「□留番所の復元」といふ話も聞かれており、本稿にあげた高山陣屋文書や当家の『牛首

口御番所木戸立替田論見帳』などは、今後有効な史料として活用いただけるものと考えている。

公務が重なり当日のフォーラムには参加できなかつたが、後にビデオを通して拝見させていただいた。諸先生方の講演からは、番所を広い視野からとらえなおすことができ、古老を交えての座談会から、聞き取り調査の重要性を再認識させられた。また、同郷に学ぶ地元会員の熱意にあふれた活動の様子や牛首番所家屋が後に民家として使われていた調査報告などから、今後の研究へのさらなる意欲をかきたてられた。会を支える実行委員・関係諸氏に敬意を表すとともにこれら文化フォーラムで得た新たな情報を、今後の研究に有效地に活用したいと考えている。

最後に、遠く故郷を離れながらも、世界遺産白川郷を誇りに想い先祖の史料を通して勉強させていただけたことに感謝しつつ、本稿を閉じたい。

（註1）『岐阜県歴史資料館報』二二号 一二二頁 平成一〇年

焰硝は青草・尿を土中で混ぜ、分解・発酵させて作り出した物質で、火薬の原料となつた。

（註2）『国史大辞典』吉川弘文館 昭和五七年

（註3）「飛越国境の□留番所と加賀越中領の関所」葛谷鮎彦『飛騨春秋』第一八七号 二頁 昭和四八年

- (註4) 『岐阜県史』通史編近世下 八五四頁
- (註5) 前掲(註4) 八五五頁
- (註6) 『新編白川村史』上巻 三七一頁 五五〇頁 平成一〇年
- (註7) 『白川村史』全六一一頁 昭和四三年
- (註8) 前掲(註4) 八五四頁
- (註9) 『日本歴史地名大系第二卷 岐阜県の地名』平凡社
一〇一一頁・一〇一三頁
- (註10) 前掲(註9) 九三四頁・九三六頁
- (註11) 前掲(註6) 五五一頁
- (註12) 『飛騨郡代高山陣屋文書目録』目録番号一・五五一九九
- (註13) 前掲(註12) 目録番号一・五五一一五
- (註14) 前掲(註12) 目録番号一・五五一一一
- (註15) 前掲(註6) 五六六頁
- (註16) 前掲(註6) 五七七頁
- (註17) 平成一〇年一月八日、白川村鳩谷コミュニティ会館にて開催。毎年同村に開かれたテーマを決め会を進めている。